

令和 6 年度茅野市小児オンライン相談サービス構築業務
公募型プロポーザル方式 実施要領

1 背景と目的

茅野市は、国家戦略特区制度であるデジタル田園健康特区の指定を受け、デジタル技術の活用によって、地域における健康・医療に関する課題を解決するための施策を検討している。

子育てをめぐる環境においては、令和6年3月末をもって諏訪地区小児夜間急病センターが閉鎖となるなか、特にかかりつけ医の診療時間外である夜間休日に子どもが体調不良を訴えた場合の受け入れ先は、非常に限定されているのが現状である。

こうした背景から、本業務では子どもの不調をオンライン上で相談できるシステムを導入、さらに本市の都市 OS と接続することで、他サービスとのサービス間連携を実現可能とし、安心して子育てができる環境の整備を目的とする。

当該目的の遂行にあたり最適な提案をした事業者を公募型プロポーザルによって特定する。

2 業務内容

茅野市小児オンライン相談サービス構築業務
(詳細は別紙仕様書(案)のとおり)

なお、企画提案にあたり本業務に有効な優れた内容があった場合には、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年3月31日まで
(詳細は別紙仕様書(案)のとおり)

4 提案限度額

4,950,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※この金額は、見積入札時の予定価格となるものではない。

5 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2)茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (3)茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4)茅野市暴力団排除条例(平成 24 年茅野市条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する暴

力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (5)破産法(平成16年法律第75号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は再生手続きをしていないこと。
- (6)ISO/IEC27001:2013の認証若しくは、プライバシーマークの使用許諾を得ていること。

6 スケジュール

公募開始 質問受付開始	令和6年8月16日(金)
プロポーザル参加申請書提出期限	令和6年8月23日(金)17時
質問受付期限	令和6年8月27日(火)15時
質問回答公表	令和6年8月30日(金)
提案書提出期限	令和6年9月5日(木)17時
審査会(提案者プレゼンテーション)	令和6年9月11日(水)
審査結果の通知・公表	令和6年9月13日(金)
業務仕様の決定、見積書提出	令和6年9月下旬
契約締結(補正予算案承認の場合)	令和6年9月末(予定)

7 参加申請に関する事項

- (1)提出書類 プロポーザル参加申請書(様式第2号)
*別紙会社概要書を添付すること。
- (2)提出期限 令和6年8月23日(金)午後5時(必着)
- (3)提出先
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 企画部 DX推進課 地域DX推進係(担当:小池)
電話:0266-72-2101(内線244)
電子メール:dx@city.chino.lg.jp
- (4)提出方法 電子メール

8 質問に関する事項

- (1)質問様式 任意様式
- (2)受付期限 令和6年8月27日(火)午後3時(必着)
- (3)提出先 第7項(3)に同じ
- (4)提出方法 電子メール
- (5)回答方法 提出された質問及びそれに対する回答は、プロポーザル参加申請書提出者全員に対し電子メールにより回答する。

(6)回答公表 令和6年8月30日(金)まで

9 提案に関する事項

(1)提出書類(A4版の任意様式とし、A3版の折畳みを可とする。)

ア 企画提案書

- ・任意様式
- ・連絡先(担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・別紙仕様書(案)に基づいた提案であること。
- ・業務遂行にかかる人員配置や実施計画及びスケジュール等本業務を円滑に進めるための実施体制について記載すること。
- ・業務体制及び業務に携わる者の氏名、資格、経歴等を記載すること。
- ・本市の目指す小児オンライン相談サービスについて合致した内容を記載すること。
- ・システム導入時、運用開始後の支援内容を記載すること。また、平常時のサポート体制や障害時の対応について、具体的に記載すること(サービスレベルの指標を示すこと)。
- ・セキュリティ対策を記載すること。また、セキュリティを維持、担保するための具体策があれば併せて記載すること。
- ・インシデント及び機器障害等、想定されるリスクを記載すること。また、それらに対する評価、対応策なども記載されることが望ましい。
- ・都市 OS を経由した他サービスとの連携等、拡張性に関する提案があれば記載すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく記載すること。

イ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・システム構築に係る経費と運用保守に係る経費(令和7年度以降分)を分けて見積書を作成すること。運用保守に係る経費(令和7年度以降分)に関しては、持続可能性を高める提案があれば記載すること。
- ・運用保守にかかる経費には、ハードウェア及びソフトウェア保守、ライセンス費用等、全てのランニングコストについて計上すること。
- ・新たなアプリケーション、データ群との接続時に必要となる作業の内容、概算金額等についても記載すること。

ウ 業務実績調書

- ・任意様式
- ・子どもの健康医療分野、オンラインを活用した ICT 分野における業務実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務規模)、業務内容等」を記入すること。

エ PIA 実施に向けたヒアリング事項

・指定様式

(2)提出方法

紙による提出 10部(正本1部・審査会による選考用6部、事務手続き用3部)と電子データを併せて提出するものとする。

(3)提出期限 令和6年9月5日(木)午後5時(必着)

(4)提出先

第7項(3)に同じ

10 審査及び評価の基準

本プロポーザルは、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第5条に規定する審査会において審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定する。

審査は提案書類とプレゼンテーションによる審査とし、評価項目配点を合計して順位を決定する。

プレゼンテーション審査、評価項目及び配点については以下のとおりとする。

(1)プレゼンテーション審査について

審査期日 令和6年9月11日(水) (詳細は別途連絡)

審査場所 茅野市役所(詳細は別途連絡)

発表時間 提案20分、質疑応答 10分程度

注意点等 プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(2)評価項目及び配点について

下表のとおり

区分	項目		配点
企業点	実績	子どもの健康医療分野、オンラインを活用した ICT 分野における業務実績があり、本業務を遂行する上で必要なノウハウを持っているか。	10
	実施体制	人員配置等、本業務を円滑に進められるような体制か。実施スケジュールは妥当であるか。	10
技術点	提案内容	提案内容が本市の目指す小児オンライン相談サービスと合致しているか(オンライン上での相談内容が地域のかかりつけ医に共有され、且つ都市 OS との接続による拡張性を有するか)。提案内容が具体的であり、本事業の目的に有効なものであるか。	30

	運用体制	システム導入時、平常時のサポート体制を含む運用支援の内容が明示されているか。 障害発生時の対応体制について明示されているか。	20
	セキュリティ及びリスク管理	セキュリティ対策が十分に講じられているか。 想定されるリスクが洗い出されており、それに対する対応が適切であるか。	10
価格点	見積価格	構築費用、運用費用は適正か。	20
総合点			100

11 留意事項

(1) 事業実施について

本事業は、令和6年度茅野市当初予算に計上されておらず、今後補正予算案を提出することで予算化を予定しているものである。よって、補正予算案が承認されない等の事由により予算措置が不可能になった場合、本事業を実施しない場合がある。

(2) PIA の実施について

業務の遂行にあたっては、市が行うPIA(プライバシー影響評価)の実施に協力すること。なお、PIA 実施の結果、重大な問題が発見された場合には事業者負担において当該問題を解消した後、サービスインすること。

12 その他

(1) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類

- ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案は1参加者につき1案のみの提出とする。

(3) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公告内容に違反すると認められる場合

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 著作物や特許権等の扱い

著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、

実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(6) 契約

契約時において、サービス構築業務(構築部分)とアプリ利用料(利用料部分)は別契約となる。また、これに伴い仕様書も別となる。

(7) その他

- ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。
- イ 業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
- ウ 上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

13 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 企画部 DX推進課 地域DX推進係(担当:小池)
電話:0266-72-2101(内線 244)
電子メール:dx@city.chino.lg.jp